

修了考査問題（例示）

【注意事項説明(抜粋)】

1. 氏名、フリガナ、受講番号欄及び受講番号欄の下のマーク欄を黒鉛筆で正確に記入してください。（ボールペン等では絶対に記入しないでください。）
2. 修了考査時間は、1時間です。
3. 修了考査問題は、問題用紙（マークシート用紙）の両面にあります。
4. 修了考査問題の採点対象は、次のとおりです。
 - ・一級建築士 すべて（1番から40番まで）
 - ・二級建築士 1番から35番まで
 - ・木造建築士 1番から30番まで
5. 講習テキストの閲覧は、可とします。
6. 解答にあたり、適用すべき法令等は、令和5年4月1日現在において公布されているものとします。

問題番号	問 題
1	令和4年6月公布の法改正により、公布日より3年以内の法施行以降は、省エネ基準への適合義務の対象が拡大され、300㎡未満の非住宅、住宅についても適用となる。
2	令和4年11月より、住宅の省エネ計算にあたっては、簡略化が認められず、すべての住宅について、外皮の仕様確認にあたり開口部比率の算出が前提となり、一定の作業負担を要することとなっている。
3	建築主への省エネ基準適合義務の強化により、令和4年6月より、建築物販売事業者の販売建築物についてのエネルギー消費性能表示の努力義務は廃止されることとなった。
4	令和4年6月公布の法改正施行後は、市町村が再エネ設備の設置の促進計画を定めた区域の一定の建築物においては、建築士に対して、建築主に対する再エネ導入効果の説明義務が課されることになる。
5	令和5年4月より、一定の省エネ改修を行う場合、特定行政庁の判断により、建築物にかかる容積率制限について最小限の範囲で超えることが可能となった。
6	令和5年4月より、住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積は、「床面において一定以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること」を条件にその居室の床面積の1/10以上まで緩和することが可能となった。
7	令和4年1月より、屋根瓦の緊結方法に関する基準が緩和され、耐震性及び耐風性が確保された緊結方法が義務付けられるのは、全ての瓦から、軒・けらばの一部の瓦のみに限定されることとなった。
8	こらろや暖炉などの火気使用設備の能力や規模に応じて内装制限の適用を受ける壁や天井の範囲を限定する制度は、「一戸建て住宅に設けられている室」に限定されている。
9	都道府県知事の認定を受けた「畜舎利用計画」に基づき技術基準・利用基準に適合した畜舎の建築や利用等を行う場合に建築基準法の適用を受けない特例制度については、令和4年4月に廃止されることとなった。
10	令和4年4月から、防腐措置が求められる屋外の木造の直通階段については、建築確認の申請図書に構造や防腐措置を明示することとなった。
11	令和7年6月までに、都市計画区域内等で建築主事の建築確認の審査期間が7日以内とされる木造建築物は、2階建て以下で延べ面積300㎡以下のものに縮小される予定である。
12	建築主は、建築確認を要する工事が完了したときは、建築主事等に完了検査の申請を行わなければならない。
13	違反建築物について行われた工事施工停止命令、是正命令等に違反した者は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられる。
14	建築士法に規定する建築士名簿は、契約の当事者等利害関係者であり、かつ、正当な事由がある場合を除き、いかなる情報も一般に公表することはできない。
15	法定の定期講習の受講義務があるにもかかわらず定められた期間内に受講しなかった建築士は、受講の有無が一般の閲覧対象となるが、建築士法に基づく懲戒処分の対象とはならない。
16	建築士が、違反建築物の建築等の法令違反行為について、指示、相談等の行為を行うことは、建築士法上の禁止規定ではない。
17	延べ面積300㎡超の建築物の新築に係る設計受託契約は、書面の相互交付により行わなければならない。
18	構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合でないのに、構造安全証明書を交付した建築士の罰則は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっている。
19	建築士は、深い知識と高い判断力をもち、倫理意識をもって、建築が社会に及ぼす影響を考え、建築主の利益のみならず公共の利益のために努力するという姿勢を心がけることが重要である。
20	不法行為による民事責任は、故意による場合に限られ、過失によるものは該当とならない。

問題番号	問題
21	建築士法による懲戒処分件数は近年激増し、免許取消だけでも年間200名を超えてきている。
22	建築士法においては、建築士事務所の開設者に対して、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための賠償保険の契約締結その他の措置を講ずる努力義務が規定されている。
23	国土交通省により策定された「工事監理ガイドライン」は、建築士法に定める工事監理の内容・方法を指針として、例示したものである。
24	省エネ法のエネルギー消費量に関する基準値(基準一次エネルギー消費量)は、評価対象住宅の立地の地域区分(寒冷度)、住宅の建て方(戸建又は共同)及び規模(床面積及び外皮面積)によって決まる。
25	建築物の省エネルギー、環境負荷等を総合的視点から評価するシステムとして、CASBEEがある。
26	住宅の気密性能の規定は、省エネルギー基準からは除外されたが、省エネルギー効果の観点から引き続き重要である。
27	断熱ブラインドは、樹脂製内窓と同等の断熱性能が期待され、結露対策も不要である。
28	熱交換型換気装置は、適切に設置すれば、その後の維持管理が不要なことが利点である。
29	ZEH水準の省エネ住宅等は、一般の住宅に比べて建築物の重量が重くなることが見込まれるため、確認すべき柱の小径の規定が見直されている。
30	BIM(Building Information Modeling)とは、インターネットのWEBを活用した建築情報の開示情報システムのことをいう。

↑ 木造建築士は、1番～30番まで解答してください。↑

31	令和5年4月より、階数に応じて要求される耐火性能基準が強化され、階数5以上9以下の木造建築物の最下層については、従前90分耐火性能であったものが120分耐火性能が求められることとなった。
32	令和4年6月公布の法改正により、公布日より3年以内の法施行以降は、延べ面積400㎡で平家の木造建築物の場合、それまで不要であった構造計算が必要となる。
33	令和5年4月より、住宅の機械室における容積率の不算入について、特定行政庁が特例許可を行う場合は、いかなる場合においても、従前不要であった建築審査会の同意が必要となる。
34	令和4年12月に公表された「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」は、既存不適格建築物等における安全性向上に有効な改修として、退避区画の確保、避難経路の防護、上階への煙の拡散防止などを示している。
35	「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において木造化等を促進する建築物は、低層建築物に限定されている。

↑ 二級建築士は、1番～35番まで解答してください。↑

36	令和5年4月より、それまで住宅トップランナー制度の対象となっていた分譲マンションについては、除外されることとなった。
37	令和4年6月公布の法改正施行後は、十分な離隔距離を有する渡り廊下で防火上分棟的に区画された建築物について、その各区画部分をそれぞれ防火規定上の別棟として扱うことができなくなっている。
38	令和4年6月公布の法改正施行後は、小規模伝統的木造建築物で一部の仕様規定を満たせない場合でも、構造設計一級建築士が構造の設計をし、一定の建築確認審査を行えば、構造計算適合性判定の手続きは不要とされる。
39	一級建築士は、その経験年数によらず、所定の講習の課程を修了すれば、構造設計一級建築士の免許を取得できる。
40	大規模建築物における受変電設備について、大規模な洪水発生時に深刻な被害が生じることを未然に防ぐことは、設計者の能力によるため、民業圧迫の観点から公共によるガイドラインなどは示されていない。

↑ 一級建築士は、最後まで解答してください。↑